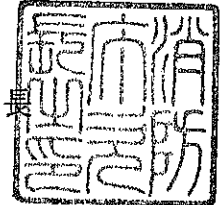




各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

消防庁次長



消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用の推進について

消防救急業務に係る無線施設及び消防指令施設については、従来、各消防本部が単独で整備し、運用することが原則とされてきました。しかし昨今、より高度で複雑な災害対応や救急サービス等が求められているとともに、大規模災害等においては近隣市町村に対し、迅速かつ集中的な広域応援を要請しなければならない等、既存の市町村消防本部では、十分に対応ができない状況が見受けられます。

消防救急無線は、電波法関係審査基準において平成28年5月までにデジタル方式に移行しなければならないことから、消防庁は平成16年度に「消防救急無線の広域化・共同化の推進検討懇談会」を開催して、モデル県を設定し広域共同整備の計画案を作成の上、複数の消防本部が共同するための整備方式、メリット及び課題等について検討を行い、あわせて消防指令業務についても、統合・共同化した運用について検討を行ったところです。

検討の結果、消防救急無線を広域化・共同化した場合、広い無線エリアに対応した強い電波による広域での安定した通信が実現し、消防救急無線施設の整備費用も単独で設置した場合に比べ、2分の1から3分の1程度になる等、大幅な節減効果が見られました。また、消防指令業務においては、別紙1に示すように指令業務及び管制業務を共同で運用することで、消防指令施設（以下「指令センター」という。）を単独で設置した場合に比べ、消防力の効率的運用や費用面に節減効果があること等、住民サービスの向上や行財政上の効果について、多くの有効性が認められるところです。

このことから、今後は複数の消防本部が消防救急無線を広域化・共同化し、また、指令業務も共同化することを検討すべきと考えております。

各都道府県におかれましては、消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用について、各市町村及び消防本部と十分協議の上、平成18年度までに両業務に係る整備計画を策定されるようお願い申し上げます。

当該懇談会報告書について、あわせて送付しますので、計画策定の際の資料として活用してください。

なお、各整備計画の策定にあたっては、下記事項に配慮してください。

記

1 整備計画策定の基本的考え方

- (1) 消防救急無線の広域化・共同化については、地理的又は地形的な事情等が存する場合を除き、都道府県域（以下「県域」という。）を1のブロックとすることを原則として検討すること。
- (2) 指令センターについては、原則として県域ごとに設置することが望ましいが、地理的な事情等により、これが困難な場合にあっては、できるだけ広域の共同運用を検討すること。
- (3) 共同運用のための組織整備については、別紙2を参考に都道府県ごとに共同処理する事務内容、組織の規模等を踏まえ、十分に検討すること。

なお、指令センターの業務については、事務委託方式を原則とすることが望ましいが、諸般の事情により、事務委託方式をとることができない場合にあっては、協議会方式に比較し共同設置方式の方がより望ましい。この共同設置による指令センターにおいては、職員の共同設置による運用が適切と考えている。

2 消防本部の広域再編との関係

消防本部の広域再編については、「市町村合併に伴う消防本部の広域再編の推進について」（平成15年10月30日付け消防消第180号消防庁長官通知）のとおりとするが、今後、消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用を含めた広域再編の推進方法について、あらためて方針を示す予定である。

別紙 1

指令センターの共同運用から得られる効果

1 住民サービスの向上における効果

(1) 平常時における消防・救急活動

ア IP 電話等に見られる情報通信技術の変革に伴った緊急通報体系の多様化や住民ニーズの変化などに幅広く対応できること。

イ 既存の本部単位の運用から、より広域的運用が行われることにより、救急の集中時や連続火災などへ柔軟な対応ができること。また、市町村境界区域や地理的に隔離された地域には、近隣都市の消防隊を同時に出動させることで、迅速な対応が可能となること。さらに、特殊車両、装備資機材、施設等を共用することで、効率的な運用が可能となること。

ウ 特定の地域に 119 番通報が集中した場合の受信能力・処理能力が向上し、的確に対応できること。

(2) 大規模災害等の活動

ア 消防部隊の組織的な活動が期待でき、大規模災害や特殊災害などに対し、精強な消防力で対応できること。

イ 共同運用を実施した各消防本部は、他都市の災害情報や推移等を覚知から把握できるようになり、規模の拡大や不測の事態等に迅速に対応できるようになること。

ウ 第3次出動・第4次出動等に至る大規模災害においても、応援部隊を迅速に投入できること。

(3) 緊急消防援助隊等の活動

ア 緊急消防援助隊の受援体制が強化され、派遣先地域における迅速かつ適切な部隊配置等を図ることができること。

イ 緊急消防援助隊と県内応援隊の連携、部隊運用の標準化を進めていくことによって、活動がさらに円滑化すること。

2 行財政上の効果

(1) 財政上の効果

ア システムの構築を一本化することで、施設整備費や維持管理費などに要する経費の節減につながる。特に、消防救急無線のデジタル化は多額の経費を要するものであり、単独の消防本部では対応が難しいこと。

イ 指令業務の職員の勤務形態を工夫することで、通信員の効率的配置ができること。

(2) 行政効率上の効果

ア 通信員が増強されることにより、指令業務と併行した消防団や関係市町村等との連絡体制が確立されること。

イ 様式等を統一すれば、統計資料としての広域の災害データを速報的に活用できるようになること。

ウ 指令センター勤務を通じて、各消防本部と指令センター間の交流が図れることとなり、人材の確保、職員の能力向上、職務意欲の向上などが期待できること。

別紙 2

共同運用する施設の整備及び職員の配置方法等について

1 共同運用する指令センターの整備方式及び整備主体について

共同の整備に当たっては整備主体及び維持管理を行う体制を決定する必要がある。維持管理については、整備主体が整備後も行うことが想定される。整備方式及び整備主体としては、以下の3つの方法が考えられる。

(1) 事務委託方式

ア 関係する地方公共団体（以下「団体」という。）の議会の議決を経た協議により規約を定め、関係団体の事務の一部を他の団体に委託する方式（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第252条の14）。

イ 具体的には、ブロック内の一つの消防本部にその他の消防本部が施設の整備及び維持管理に係る業務を委託することが考えられる。この場合、整備の主体は、委託を受ける消防本部となる。

ウ 山上基地局を有する県防災行政無線基地局の施設内に消防救急無線を設置する場合においては、ブロック内の全消防本部が、県に対し、設備の設置や維持管理を委託することも考えられる。

(2) 共同設置方式

ア 関係団体において、指令センターを共同で設置・共有して、使用その他必要な事項を関係団体の合意により定める方式（自治法第238条）。

イ 施設の整備や維持管理については、指令センターが存する団体が主体となることが考えられる。この場合、その他の団体は区域外へ施設を設置することとなる。

(3) 協議会方式

ア 関係団体の事務の一部を共同して管理執行するため、議会の議決を経た協議により規約を定めて設置する方式（自治法第252条の2）。

イ 整備の主体としては、ブロック内の代表消防本部が担うこと等が考えられる。

2 共同運用する指令センターの職員の配置方法について

指令センターを複数の消防本部により共同で整備し、通信員を配置・共同運用するに当たっては以下の3つの方法が考えられる。

(1) 事務委託方式

ア 1(1)アにより委託を受けた団体の職員が対応する。

イ 委託を受けた後は、その事務についての法令上の管理執行の効果は委託団体に帰属するが、責任は受託団体に帰属する。反面、委託をした団体は、委託の範囲内において、委託した事務を管理執行する権限を失う。

(2) 職員の共同設置方式

ア 関係団体の議会の議決を経た協議により規約を定めて設置する（自治法第252条の7）。

イ 共同設置する職員が管理執行したことの効果は、それぞれの団体に帰属する。

ウ 共同設置される職員の身分取扱いについては、便宜上、1つの団体の職員とみなされることとなるが、各団体共通の職員として、すべての団体の事務を処理することとなる。

(3) 協議会方式（管理執行協議会）

ア 1(3)アにより設置した協議会に派遣された職員が対応する。

イ 管理執行協議会が関係団体の執行機関の名においてした事務の管理執行は、それぞれ関係団体の執行機関がしたものとしての効力を有する（自治法第252条の5）。

ウ 協議会は法人格をもたず、関係団体から派遣された職員がそれぞれの派遣元の団体の身分を有したまま、その事務を処理する。

指揮命令系統を一元化させるため、指令管制業務を行う職員に、各団体の職員の身分を併有させる必要がある。

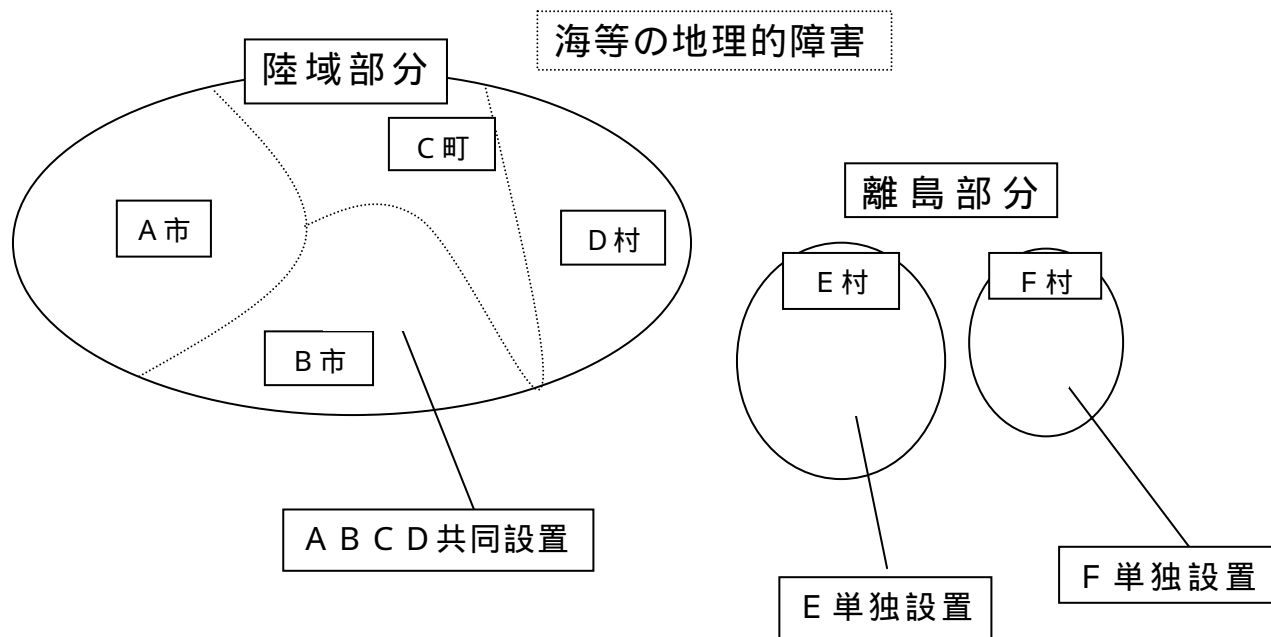
(4) メリット等

方 式	メ リ ッ ト	課 題 等
1 事務委託方式 (自治法第252条の14)	・事務委託を受けて指令管制業務を行うことから、指令管制上の責任の所在は明確である。	・指令管制業務を別の団体が行うこととなり、指揮・判断の部分のみを他の団体に委ねることになる。
2 職員の共同設置方式 (自治法第252条の7)	・共同設置される職員は、すべての団体の職員として事務を処理することから、指揮命令系統の一元化は確保される。	・共同設置される職員は、複数の消防長の指揮下におかれる職員であることから、それにより役割・責任の所在等が不明確にならないよう、留意する必要がある。
3 協議会方式 (管理執行協議会) (自治法第252条の2)	・協議会が具体的に管理執行した事項は、最終的には普通地方公共団体又はその機関が管理し執行したものととして効力を有する(管理執行協議会)。	・協議会自体は固有の職員を有せず、関係する団体から派遣された職員がその事務を処理することになる。 ・運用上の対応として、指令管制業務を行う職員に、共同運用を行うそれぞれの団体の職員の身分を併有させることと、職務専念義務免除の手续をとることが困難である。

(参考)

都道府県内に指令センターが複数設置される場合の例

(例1) 海等の地理的障害が存するため地理的な一体性がなく、陸路による消防隊等の応援ができない場合。



(例2) 山脈等の地理的障壁が存し、消防自動車等の通行が不可能であるため、隣接していても相互に消防隊等の応援ができない場合。

